

入札説明書

令和8年度備蓄物資資機材（投光器）点検等実施業務に関する入札及び契約については、以下のとおりとします。

1 入札に付する事項

- (1) 件名
令和8年度備蓄物資資機材（投光器）点検等実施業務
- (2) 入札案件の仕様等
別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約日から令和8年9月30日（水）まで

2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時：令和8年7月9日（木）14時30分
- (2) 場 所：島根県庁本庁舎7階 701会議室
- (3) その他：入札に当たっては、入札参加資格審査結果通知書（写）を持参すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類）「機械器具類」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 指定期日までに入札参加資格審査申請書を提出した者であって、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (8) 島根県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (9) 入札説明書に示す入札参加資格確認申請書その他の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。

4 入札参加資格の審査

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次の書類を添付して、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

また、提出された書類に不備があり、補正することを求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 入札保証金の免除に関する誓約書（入札保証金の免除を受ける場合）

イ 委任状（入札に代理人を定める場合。入札前に入札会場での提出も可）

(2) 提出方法

ア 申請書、添付書類の提出部数は、1部とする。

イ 提出期限までに持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）により提出する。

ウ 資料作成等に要する費用は、提出者の負担とする。

エ 提出された書類は、返却しない。

オ 提出された書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

(3) 提出期限及び提出先

提出期限：令和8年7月2日（木）17時

提出場所：〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部防災危機管理課

5 入札の方法等

(1) 入札金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

イ 本案件に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もること。

(2) 入札の方法

ア 書面により直接行うものとし、郵送又はFAXによる入札は認めない。

イ 入札者（入札権限等を委任された代理人を含む。以下同じ）は、封印された入札書を入札箱に投函しなければならない。

ウ 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

エ 入札者は、入札時刻後においては、入札会場に入場することはできない。

(3) 代理人による入札

ア 代理人（受任者を除く。以下同じ）が入札する場合には、入札書に入札参加者の住所及び名称又は商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印しておくとともに、入札時まで委任状を提出しなければならない。

イ 入札者は、本件業務に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(4) 開札の方法

ア 入札は、入札者又はその代理人及び島根県防災部防災危機管理課職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札の場所を退場することはできない。

ウ 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、当該開札の終了後直ちに再度の入札を行う。

(5) 再度入札

ア 再度入札は、2回まで行うものとする。

イ 入札者のうち再度入札に参加しない者は、入札の場所を退場しなければならない。

ウ 入札参加者が1人となったときは、入札を行わない。

(6) 落札者の決定方法

ア 島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、再度入札を行った場合でも落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格入札者と随意契約を行うことができるものとする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

(7) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(8) 入札の無効

入札に関する条件に違反したとき、入札に際して連合その他の不正の行為があったとき、その他の島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(9) 入札の辞退

入札参加資格審査の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は次のとおりとする。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を持参又は郵送等により提出すること。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額

島根県会計規則第61条第1項の規定により、入札参加者が入札書に記載する金額に、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金の納付

島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定により、現金のほか、国債、地方債その他の担保の提出をもって代えることができる。

(3) 入札保証金の免除

ア 島根県会計規則第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。

イ 納付の免除を受ける場合は、入札参加資格申請書と共に入札保証金の免除に関する誓約書を提出すること。

ウ 島根県会計規則第 61 条の 2 第 2 号により納付の免除を受ける場合は、過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類（契約書・報告書の写し等）を提出すること。

(4) 入札保証金の還付

入札保証金は、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。落札者が契約を締結しないときは、落札者が納付した入札保証金は、地方自治法第 234 条第 4 項の規定により県に帰属する。

(5) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適性を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間は同様とする。

(6) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県防災部防災危機管理課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

7 契約

(1) 契約書作成の要否

要する。

(2) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約条項

別添契約書（案）のとおりとする。

(4) 契約書の作成

ア 落札者が決定したときは、島根県会計規則第 64 条の 3 第 1 項の規定により、14 日以内に契約を締結するものとする。

イ 地方自治法第 234 条第 5 項の規定により、知事が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(3) 契約保証金

ア 契約保証金の額

島根県会計規則第 69 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。

イ 契約保証金の免除

島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

ウ 契約保証金の納付

島根県会計規則第 61 条第 2 校の規定を準用する。

エ 契約保証金の還付

契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付します。

8 質疑等

(1) 入札説明書及び仕様書に関して質疑事項がある場合は、入札質疑書により提出するものとし、質疑に対する回答は、随時行う。

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和 8 年 7 月 2 日（木）17 時（締切厳守）

提出方法：持参、郵送、F A X 又はメールにより提出するものとする。（ただし、F A X の場合は回線・機器等の障害、保守作業等による停止によって、上記期限までに提出先に到達しない可能性がありますので、注意すること。）

提出先：〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

島根県防災部防災危機管理課 総務・受援係

電話：0852-22-6371 F A X：0852-22-5930

メール：bosai-kikikanri@pref.shimane.lg.jp

9 入札説明書添付書類

(1) 仕様書

(2) 委託契約書（案）

(3) 入札参加資格審査申請書（様式 1）

(4) 入札保証金の免除に関する誓約書（様式 2）

(5) 委任状（様式 3）

(6) 入札書（様式 4、様式 4 の 2）

(7) 入札質疑書（様式 5）

(8) 入札辞退届（様式 6）

10 その他

本入札の執行については、地方自治法、地方自治法施行令及び島根県会計規則の定めるところによる。